

第4回 伊勢湾流域圏の再生シンポジウム
生物多様性に配慮した持続可能な生産と消費 2019.2.3

ワシントン条約と持続可能な生産・消費



認定NPO法人 野生
生物保全論研究会
(JWCS)

鈴木 希理恵





ワシントン条約 (CITES) の概要

絶滅のおそれのある野生動植物の**国際取引**を
規制する

1973年3月に採択 (1975年に発効、日本は1980年に批准)

附属書 I 掲載・原則 国際取引禁止

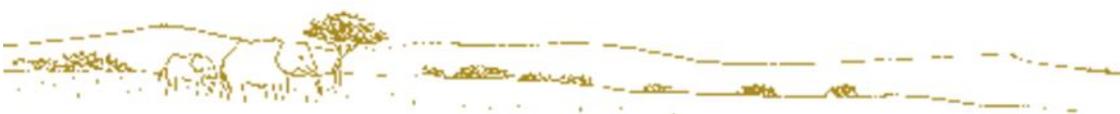
II 掲載・輸出許可証が必要 (原産国の無害証明)

III 掲載・自国の政策上、国際取引を禁止している種

条約を実行するための事業

例: 野生生物犯罪と闘う国際コンソーシアム

国別象牙行動計画 ワークショップなど



CITESは貿易の条約

・途上国の野生動植物種が、お金のある国でぜいたく品として消費され、絶滅の危機に

毛皮・革、ペット・園芸、キャビア、工芸品、ハンティングトロフィー

国際取引の条約→国内での消費は規制していない

(象牙は特別に国内市場閉鎖を決議した)

近年の動向

- ・「野生生物犯罪」として警察、税関との連携強化
- ・野生由来より飼育個体の取引が増加
- ・アジアへの密輸が問題に



絶滅危惧種は「買って応援」ができるか？

A) 地域コミュニティにお金が落ちるのか

＜取引したい国・団体の主張＞

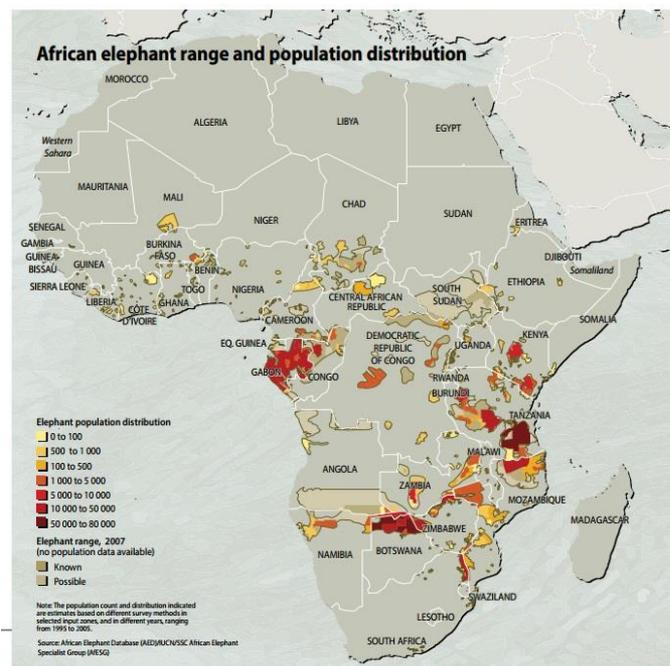
国際取引による利益

→「持続可能な利用」ならいいじゃないか

「持続可能な利用の観点のもと、国内象牙市場を閉鎖することによるアフリカゾウの保全に与える負の影響が指摘された。」

(適正な象牙取引の推進に関する官民協議会 第5回会合 議事要旨 2018年1月25日)

地図 UNEP,CITES, IUCN ,TRAFFIC(2013)ELEPHANTS IN THE DUST



絶滅危惧種は「買って応援」ができるか？

A) 地域コミュニティにお金が落ちるのか

＜取引をしたくない国・団体の主張＞

- ・象牙は武装勢力の資金源
- ・野生動物は観光に活かしたい
- ・トロフィーハンティング 「見栄えの良い個体はもはや狩猟区にいない」との報道も
- ・地域社会にお金は落ちていないのでは？

映画「サファリ」では、裕福な白人ハンターと、はく製づくりなど汚れる仕事をする地元の黒人を活写

→格差を前提としていないか



絶滅危惧種は「買って応援」ができるか？

CITES：地域コミュニティへの配慮

附属書掲載提案 Conf.9.24(Rev.CoP17) 6.1

- ・国内での利用状況を書く項目がある

決議「CITESと生計」 Conf.16.6(Rev.CoP17)

CITESの対象になることは、持続可能な生計につながる

- ・コミュニティに最大限利益が行くように奨励
- ・野生生物の主たる利用者を定義づける
- ・国際・国内法の範囲で、村落コミュニティの所有権・伝統知を認識する
- ・短期的なダメージや保護への協力には財政支援
コミュニティに観光、狩猟・漁業、収穫のライセンスを付与
- ・国内のCITES関連政策の透明化と村落コミュニティの参加



絶滅危惧種は「買って応援」ができるか？

CoP17,SC69,70の議題：村落委員会設置とは

第17回締約国会議（2016） Doc.13

- ・ナミビア、タンザニア、ザンビア、ジンバブエが提案
→象牙取引やトロフィーハンティングに積極的な国からの提案
- ・恒久的な委員会が締約国に指導や助言をする
- ・野生生物取引についての先住民族、地域コミュニティに対してCITESの決定がもたらす社会的影響を考慮
→「持続可能な利用」というと里山をイメージするが、議論になっているのは観光客による狩猟と象牙取引

<https://twitter.com/yashar/status/1053052215395418113>

2018年の常設委員会では、賛成少数だった



コミュニティの参加方法 WG資料から

- ・**カメルーン**: コミュニティ狩猟ゾーンとコミュニティの森がある。スポーツハンティングの利益の**10%**、林業への課税の**10%**は地域へ。分配する役職があり、収入は密猟を減らし、保健所が貧困減少に貢献。開発のアセスメントにコミュニティが関与
- ・**ブラジル**: 国の評議会の3分の2は伝統的コミュニティから。保護区の地域社会理事会、漁業委員会への参加。環境関係の評議会には伝統的コミュニティに少なくとも2議席
- ・**ケニア**: 野生生物は政府に属し、すべてに許可が必要。2013年から野生生物の利用に権利を広く認める。スポーツハンティングは適切な仕組みがないとして停止。CITESの提案はステークホルダー会議を開催、CoPの代表にコミュニティを含むすべてのステークホルダーを含む。KWS国家評議会の11分の4はコミュニティから。

日本の方が国レベルの決定に参加の仕組みがない??



絶滅危惧種は「買って応援」ができるか？

トレーサビリティ：正当な商品が消費者に届くか

● 良い商品を区別する

エコマークなど環境に配慮した製品の認証

→ ブランド化のためトレーサビリティを確立する動機がある

認証農園での人権侵害など不十分な監査など課題もある

● 違法な商品を市場に入れない

CITES許可証「無害証明」がされたものや学術目的など

→ 法律による規制が必要

違法伐採木材、IUU(違法・無報告・無規制)漁業、紛争鉱物

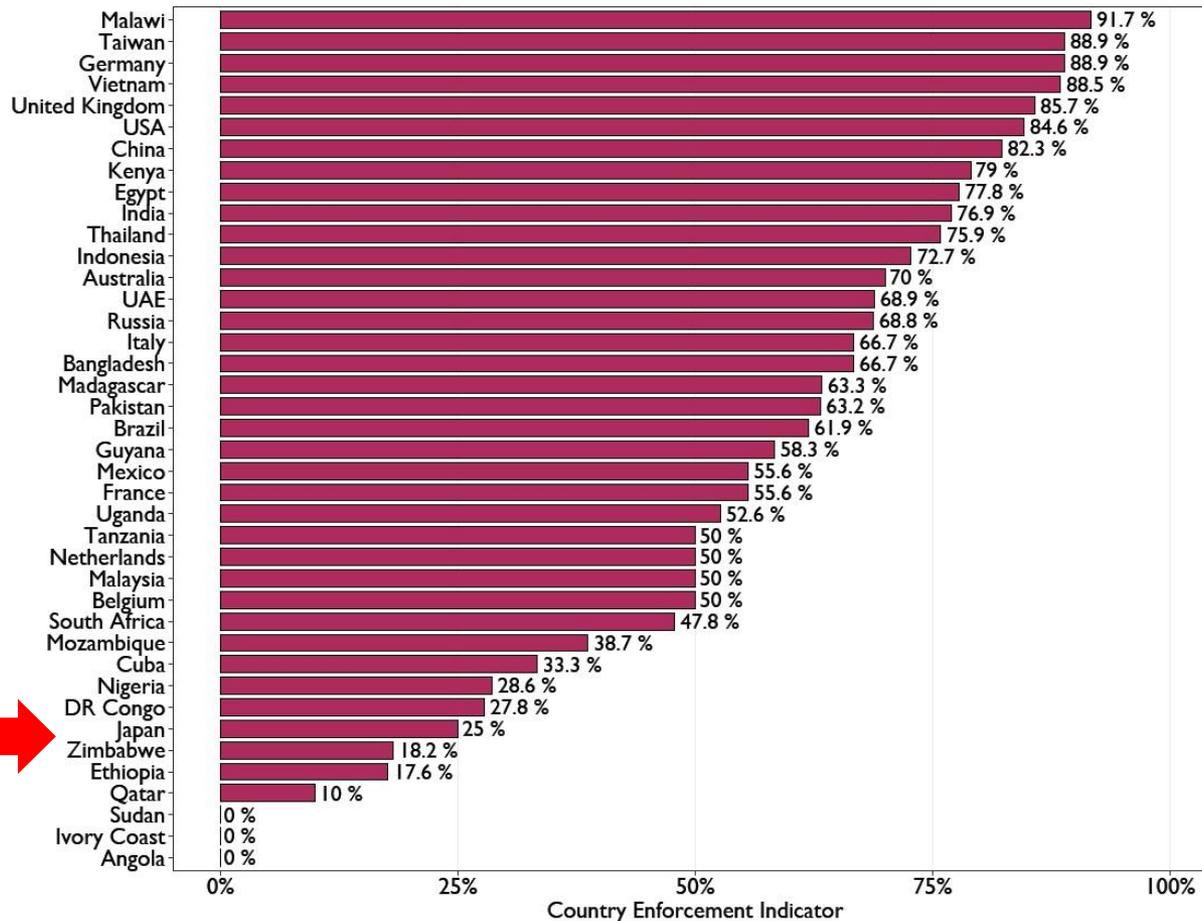
→ 種の絶滅にも深く関与している

持続可能な消費にはトレーサビリティは不可欠

国連機関が非接触バーコード等と互換性のある税関システムを開発中。CITESで議論されている。

絶滅危惧種は「買って応援」ができるか？

トレーサビリティ: 正当な商品が消費者に届くか



国別執行指数
＝押収の回数÷密輸の成功件数

日本は下から7番目。
日本の空港では密輸が発覚せず、他の国で押収されていることを意味する

Flying Under the Rader(2017)
米国政府機関、国際航空運送協会、TRAFFIC等による報告書

Figure 49. Country Enforcement Index for countries with five or more trafficking instances

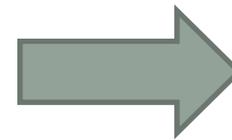
CITESの限界と包括的な対策

CITESは絶滅危惧種の国際取引の条約
村落コミュニティの問題解決は
包括的なSDGsの方がふさわしい枠組みでは？

コミュニティの中で



国際的な取り組みで



絶滅危惧種を守るための包括的な取り組み

ポレポレ基金 ゴリラを守るために
中等教育の再開、タンパク源の確保
などを行っている。
『JWCS通信』No.75

ポポフの女性たちの集会



◆ 自然を学び、女性たちが集う図書館に

ポポフはこれまで、ゴリラの生息域を守るために、村人たちがなるべく保護区に入らなくても暮らしを立てられるような提案をしてきました。保護区で薪や建材を取らなくてもいいように苗木センターを作り、村の近くで自前の資源作りを目指してきました。密猟を防ぐために村人たちに家畜を配り、養魚池を設置して動物タンパクの資源を増やしてきました。でも、その結果、村人たちと自然とのつながりは薄れました。昔、森で活動していた親たちは子どもたちが自然を知らないことに危惧を抱き始めています。この地域の人々にとって、自然に学ぶことはおとなになるために不可欠なことだからです。

とくに最近、内戦の影響を受けて経済が破綻し、男たちは遠くへ仕事を求めて出稼ぎに行くことが多くなりました。森での経験が乏しい女性たちは、息子たちに自然の知識を教えられません。そこで、図書館を建てて世界中から本を集め、子どもたちにさまざまな知識を学んでもらおうと考えたわけです。

生産者と消費者をつなぐ

世界のウナギが中国から日本へ

CITES AC30 Doc.30 Annex2 Status of non-CITES lost anguillid eels



Figure 3: Prepared eel exports from mainland China in 2017, by weight.

Source: China Customs

ウナギ加工商品の取扱量のうち、
購入されずに処分した量

	処分量
イオン	ほぼゼロ
イズミ	あり
イトーヨーカドー	廃棄する場合あり
オークワ	あり
コープデリ	不明
西友	非開示
ダイエー	あり
パロー	あり
パルシステム	なし
平和堂	あり
マルエツ	ほぼゼロ
ヤオコー	なし
ユニー	あり
ヨークベニマル	廃棄する場合あり
ライフ	ほぼない
ラルズ	あり

グリーンピースジャパン
2018年調査
5社で2.7トン廃棄
(2017)

生産者と消費者をつなぐ



アルゼンチンのバルデス半島の野生動物に配慮した綿羊牧場のウール
新宿伊勢丹などでも販売中

生産地の情報を消費者へ届ける

まとめ

ワシントン条約と持続可能な生産・消費

絶滅危惧種の保護

- ・「地域コミュニティ」「包括的な対策」が重要との認識が広まる

生産者と消費者をつなぐ

- ・「良い商品を区別する」
「違法な商品を市場に入れない」
- ・生産地の情報を消費者へ
消費を持続可能に変える



野生の世界は野生のままに



ご清聴あり
がとうござい
ました

